

【国土交通委員会】

○港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、我が国における脱炭素社会の実現に資する港湾の効果的な利用を推進するとともに、港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 港湾における脱炭素化の推進

1 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針を定めるに当たって、地球温暖化の防止及び気候の変動への適応のため果たすべき港湾等の役割に配慮すること。

2 港湾脱炭素化推進計画

(一) 港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）を作成することができること。

(二) 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会を組織することができること。

(三) 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するために、分区の区域内に脱炭素化推進地区を定めることができ、当該地区の区域内においては、地方公共団体は条例で、当該分区に係る構築物の規制を強化し又は緩和することができること。

二 港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化

1 港湾の環境の整備に関する事業を実施するため、行政財産である緑地又は広場（以下「緑地等」という。）の貸付けを受けようとする者は、同事業の実施に関する計画（以下「港湾環境整備計画」という。）を作成し、港湾管理者の認定を申請することができること。また、港湾管理者は、当該港湾環境整備計画の内容が一定の基準に適合する場合は認定することとし、当該認定を受けた港湾環境整備計画に記載された緑地等を、当該計画を実施しようとする者に貸し付けることができること。

2 国土交通大臣又は港湾管理者が、港湾工事のための調査等を行うためやむを得ない場合に、他人の土地に立ち入らせることができる者として、国土交通大臣又は港湾管理者の委任した者を追加すること。

3 国土交通大臣が、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における業務の実施体制等を勘案して必要があると認めるときに、当該港湾

管理者の管理する港湾施設の管理を行うことができる制度の適用が可能な場合として、世界的規模の感染症の流行等が発生した場合を追加すること。

三 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 港湾における脱炭素化の推進には船社等港湾の利用者による取組も極めて重要であることから、水素やアンモニアを動力源とする船舶の利用見込みやこれらによる脱炭素化の数値目標、効果についても指標として明確化するとともに、これらの船舶の早期実用化に向け必要となる技術開発への支援にも努めること。
- 二 港湾における脱炭素化の推進のため、地方港湾に対しても、港湾脱炭素化推進計画の策定を促すとともに、事業者が同計画に基づく港湾脱炭素化促進事業により取得する荷役機械に対する税制上の措置のみならず、同計画に伴って整備する港湾設備への補助等の予算措置について検討すること。あわせて、老朽化した港湾施設の更新、周辺道路の整備、航路の浚渫等、港湾管理に必要な事業に対する支援についても充実を図ること。
- 三 港湾脱炭素化推進計画の実効性確保の観点から、関係事業者の労使双方が港湾脱炭素化推進協議会の構成員として参画できるよう、港湾管理者に配慮を求めること。
- 四 感染症等のリスク発生時における港湾施設の管理代行が円滑に行われ、その機能が確実に維持されるよう、港湾管理者が要請を行うべき状況を事前に検討し、平常時から連携体制を確立する等十分に備えておくこと。
- 五 港湾の緑地等の再整備等における民間事業者の活用に当たっては、都市部から離れた港湾にあっても、魅力ある賑わい空間が創出できるよう、アクセス確保の在り方について検討すること。
- 六 港湾の緑地等の再整備における民間事業者の収益の充当に当たっては、同事業者の意見が十分に反映されるものとなるようにするとともに、認定された港湾環境整備計画以外の再整備等に関しては、民間事業者の収益を充当することがないよう、港湾管理者に配慮を求めること。

○離島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第12号） 要旨

本案は、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、離島振興施策の一層の充実を図るための所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定において、離島が担っている重要な役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加するとともに、本法により離島の基礎条件の改善等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を実施する等に当たっては、離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ行うべきことを明記すること。
- 二 都道府県の責務として、その区域の自然的社会的諸条件に応じた離島振興施策の策定及び実施並びに離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する情報提供等の援助に関する努力義務を定めること。
- 三 離島振興基本方針等において、本土と離島の交通を確保するために整備すべき交通施設に、橋りょう等が含まれることを明記すること。
- 四 離島振興計画に定めるべき事項として、離島の振興に関する目標、計画期間及び計画の達成状況の評価を追加すること。また、同計画に、離島振興対策実施地域の特性に応じた産業振興の促進に関する事項を記載できることとし、離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する情報提供等の援助についても必要に応じて記載するよう努めること。
- 五 国が毎年度公表すべき離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等として、離島振興対策実施地域における石油製品の価格の低廉化に関する事業を例示すること。
- 六 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における医療の充実並びに情報の流通の円滑化及び通信体系の充実に特別の配慮をすること。
- 七 離島振興対策実施地域における介護サービス、交通、産業、教育、エネルギー等の分野における施策についての国及び地方公共団体による配慮規定の充実を図るとともに、感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等に関する配慮規定、小規模な離島への配慮規定等を追加すること。
- 八 離島振興法の有効期限を令和15年3月31日まで10年間延長すること。

- 九 この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行すること。
- 十 国は、本法の施行後5年を経過した場合において、本法による改正後の離島振興法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

＜委員会決議＞

○離島の振興に関する件

離島は、領域、排他的経済水域の保全、文化の継承、自然環境の保全、食料の供給の場等の多様で重要な役割を担っている一方、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限発揮できるよう、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 離島の振興のための施策は、離島が海等によって本土又は他の離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保するという観点を踏まえ、講ぜられなければならないこと。また、それに伴い離島と本土等の間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること。
- 二 島内の消費を伸ばし、離島経済の活性化を図るため、旅行者等の来訪を促す取組の支援を強化し、交流人口の増加を図ること。
- 三 離島の物価が本土に比べて高い傾向にあること、また、離島振興法第19条の規定の趣旨等をも踏まえ、離島の振興に寄与するものに関する調査研究を既成概念にとらわれずに行うとともに、支援の在り方について検討を行い、ガソリン価格の低廉化に関する事業における支援を強化する等の必要な措置を講じ、離島におけるガソリン小売価格を引き下げること。
- 四 医療提供体制の確保は島民が離島で安心して生活していく上で必要不可欠であることを踏まえ、医師等の確保に努めつつ、オンライン診療、電子処方箋等の遠隔医療を活用できる環境整備を推進するとともに、離島における看護師が実施可能な医療行為に対する支援、看護師等の処遇改善や人員設置基準の緩和等について検討すること。
- 五 離島振興に関する現状の財政措置についての調査研究を行うとともに、地

方公共団体が離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に対して必要な財政措置を講じること。

六 離島が海等によって本土又は他の離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保する観点から離島に係る交通関連事業者を支援する地方公共団体に対する支援の在り方について検討すること。

右決議する。